令和３年度三八地域働く人の健康づくり応援プログラム事業実施要領

第１　目的

三八地域を含む本県の共通の健康課題は、健康寿命の延伸と早世の減少である。当地域は、働き盛り世代の住民が県内で最も多く居住し、事業所数や従業員数も県内で最多である一方、令和元年6月末時点では青森県健康経営事業所などの健康づくりに取り組む事業所が最も少ない状況であった。令和3年6月末時点では、青森県健康経営認定率や健康宣言実施率ともに大きく伸び、事業所における健康づくりが着実に広がってきているが、事業所においては、昨今の少子高齢化に伴い、定年の高齢化や新たな働き手の確保の問題と同時に、今働いている人材に長く働いてもらうためにも、従業員の健康管理を経営的視点で捉えて実践することが求められている。

そこで、生活習慣病による死亡の多い働き盛り世代が健康で長く働くために、健康について

考え、取り組むきっかけづくりとして、事業所において地域の専門職や職能団体等による健康

に関する講話や実技指導、情報などを活用しやすい環境づくりを行う。具体的には、保健所が事業所への講師派遣及びオンラインによる健康教育等（以下、「講師派遣等」）で講師を担うことができる団体の情報や内容、各団体が提供できる情報や資源を取りまとめ、メニュー化して一覧にした「応援プログラム」（以下、「プログラム」という。）を作成し、希望する事業所を対象に講師派遣等を実施することで、事業所の健康づくりを支援する。

　なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から、可能な範囲でオンラインの活用を図ることとする。

第２　実施主体

実施主体は、三八地域県民局地域健康福祉部保健総室（三戸地方保健所）（以下、「保健所」という。）とする。

第３　実施期間

　　令和３年１０月７日～令和４年３月３１日

第４　事業対象者

　　この事業の対象は、八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、南部町、田子町、階上町、新郷村（以下、「三八地域」という。）のいずれかに住所を有する事業所とする。

第５　定義

この要領で定める「事業所」とは、常時雇用する労働者を有する法人、個人、団体、（国及び地方公共団体を除く。）その他知事が適当と認める者で、次に掲げる各号のいずれにも該当するものをいう。

（１）過去３年間において労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反をしていないこと。

（２）暴力団等の反社会的勢力に所属したことがなく、これらのものと関係を有していない

こと。

第６　健康に関する講話や実技指導等の講師派遣等の実施

　　事業所への健康に関する講話や実技指導等は、プログラム掲載団体が講師を担って実施するものとする。なお、オンラインによる健康教育等（以下、「オンライン講習等」）の場合、原則として、保健所がホストを担うこととする。ただし、講師からホスト実施の申し出がある場合やZoom以外のツールを用いる場合は除くものとする。

（１）申し込み

　申し込みを希望する事業所は、「三八地域働く人の健康づくり応援プログラム（講師派遣）申込書（様式第１号）」に必要事項を記入し、実施希望日の１ヵ月前までを目安に、保健所に提出する。オンライン講習等を希望する場合は、「三八地域働く人の健康づくり応援プログラムオンライン講習等チェックリスト（参考資料１）」を参考とし、実施に向けた環境等が整っているか確認していくものとする。提出方法は、郵送、ＦＡＸ、持参のほか、「青森県電子申請・届出システム」のいずれかにより提出する。

　（２）講師派遣等事業所の決定

　申込書の提出を受けた保健所は、講師派遣等に係る決定を行う。なお、事業所の選定は申し込み順とする。

　（３）講師派遣等に係る調整

ア　保健所は、講師派遣等を決定した後、申込書の写しを講師派遣等実施団体へ送付し、実施希望日及びオンライン講習等の場合はテスト接続に係る日程調整を行う。

イ　講師派遣等に係る日程決定後、保健所は様式第１号にその結果を記入し、申し込み事業所に通知する。

ウ　保健所は、講師派遣等実施団体に対し、「三八地域働く人の健康づくり応援プログラム講師派遣依頼書（様式第２号）」を作成し、様式第１号を添付して情報提供する。

エ　情報提供を受けた講師派遣等実施団体は、講師実施者を決定後、様式第２号に記入し、１週間以内を目安に保健所へ連絡する。

オ　保健所は、決定事業所の申込書等をもとに、事業所の所在地市町村の健康づくり担当部門と情報共有する。講師派遣等の前に、事業所に健康状況や取組状況等を確認し、当日の健康教育の中で特に重点的に盛り込んでほしい内容について、可能な限り、事業所の所在地市町村の担当者と一緒に確認する。

カ　確認した保健所または市町村は、確認内容について、「三八地域働く人の健康づくり

応援プログラム活用事業所情報提供書（様式第３号）」を作成し、講師派遣等実施団体

へ情報提供する。

 キ　保健所は、事業所がオンライン講習等を希望している場合、テスト接続日の前にURLや招待ID等を申し込み事業所及び講師派遣等実施団体、必要に応じて市町村に通知する。テスト接続日は、講師派遣等実施団体及び事業所、保健所、必要に応じて市町村が参加し、接続確認をおこなう。

ク　保健所等による確認を終えた事業所は、当日までの準備、当日の流れ、準備物品等に

ついて直接講師と連絡を取り合い、実施に向けた調整を行う。オンライン講習等を希望した場合、テスト接続日に調整することも可能とする。なお、当日までの準備等については、「三八地域働く人の健康づくり応援プログラムチェックリスト（参考資料２）」を用い、役割等を明確にしながら確認していくものとする。

　（４）講師派遣等実施日の準備

ア　講師派遣等当日の会場設営や資料印刷等は、事業所が主体的に準備する。なお、講師

　派遣等実施団体において自主的に準備可能な物がある場合は、この限りではない。

イ　オンライン講習等で資料以外に使用する物品がある場合、事業所と講師派遣等実施団体において、物品の受け渡し方法（郵送または手渡し等）を確認するものとする。

ウ　当日の流れや準備等に関し、事業所から保健所へ相談があった場合には、保健所は事

業所に対して助言を行う。

　（５）講師派遣等終了後

　保健所は、講師派遣等を活用する事業所及び従業員に対し、当日と３か月後の状況等について、取組効果を検証するためのアンケートを行う。これに際し、参加した事業所は、従業員のアンケートへの回答について協力するものとする。

第７　健康に関する情報提供の実施

講師派遣等による健康講話や実技指導等の実施が困難な場合に、事業所が必要とする情

　　　報を取得しやすい体制を整えるために、講師派遣等実施団体が提供できる方法や内容等

に沿って対応するものとする。

（１）申し込み

ア　活用を希望する事業所は、「三八地域働く人の健康づくり応援プログラム（資料等提

　供）申込書（様式第４号）」を、活用希望日の１ヵ月前までを目安に、保健所に提出

する。提出方法は、郵送、ＦＡＸ、持参のほか、「青森県電子申請・届出システム」のいずれかにより提出する。

イ　保健所は、提出された申込書をもとに事業所の状況等を確認する。

ウ　保健所は、講師派遣等実施団体に対し、「三八地域働く人の健康づくり応援プログラム（資料等提供）情報提供書（様式第５号）」を作成し、様式第４号を添付して活用希望内容等について情報提供する。

　（２）健康に関する情報の提供

　　　　情報提供を受けた講師派遣等実施団体は、事業所と直接連絡等を取り合い、希望してい

た内容に沿って健康に関する情報を提供する。

　（３）健康に関する情報提供の終了後

　保健所は、健康に関する情報提供を受けて活用した事業所に対し、直後と３か月後の事

業所での活用状況等について、取組効果を検証するためのアンケートを行う。

第８　実績報告等

当実施要領に沿って対応した際には、「三八地域働く人の健康づくり応援プログラム支援実績報告書（様式第６号）」により、終了後７日以内に保健所に報告する。

第９　経費負担

　（１）講師派遣等に係る経費の処理等は、次のとおりとする。

 ・講師派遣等を行う団体の講師に対する報償費、旅費は、予算執行可能額の範囲で対応可能

な事業所については、今年度１回に限り保健所が負担する。ただし、前年度に経費が有

料の団体を無料で活用した事業所や、予算執行可能額を越えた場合には対象外とする。

・講師派遣等を実施した団体の実績報告書を基に、実施月の１ヶ月間の経費を翌月にまとめ

て支払う。

　（２）講話や実技指導等に係る経費の処理等は、次のとおりとする。

　　・各団体の資料提供に係る条件に応じ、資料郵送や印刷に係る経費は事業所が負担するもの

とする。

第１０　留意事項

本事業の実施に当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、青森県個人情報保護条例（平成10年12月24日青森県条例第57号）に基づき、適切にこれを行わなければならないこと。

第１１　その他

事業の実施について必要な事項は、三八地域県民局地域健康福祉部保健総室長が別に定め

る。

附　則

この要領は、令和３年１０月７日から施行する。